

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百三十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月二十日から適用する。

令和五年十二月十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後				改正前			
別表	第1部 (略)	第2部	注射液	薬	規格単位	薬価	円
(あ)～(さ)	(略)	(あ)～(さ)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(し)	(略)	(し)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
シムレクト静注用20mg		シムレクト静注用20mg		シムレクト静注用20mg	20mg 1瓶	238,931	
シムレクト小児用静注用10mg		シムレクト小児用静注用10mg		シムレクト小児用静注用10mg	10mg 1瓶	177,030	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(す)～(わ)	(略)	(す)～(わ)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第3部～第11部	(略)	第3部～第11部	(略)	第3部～第11部	(略)	(略)	(略)
第12部 注射液 (8)				(新設)			
品名		品名		品名		規格単位	薬価
(あ)		(あ)		(あ)			
ゾエトローゾヤ点滴静注用1g		ゾエトローゾヤ点滴静注用1g		ゾエトローゾヤ点滴静注用1g	1g 1瓶	20,203	
(わ)		(わ)		(わ)			
レケンビ点滴静注200mg		レケンビ点滴静注200mg		レケンビ点滴静注200mg	200mg 2ml 1瓶	45,777	
レケンビ点滴静注500mg		レケンビ点滴静注500mg		レケンビ点滴静注500mg	500mg 5ml 1瓶	114,443	